

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	外ヶ浜町

外ヶ浜町鳥獣被害防止計画

令和 5 年 2 月 1 4 日作成

令和 6 年 2 月 1 9 日変更

令和 7 年 2 月 1 7 日変更

<連絡先>

担 当 部 署 名 外ヶ浜町住民課
所 在 地 外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
電 話 番 号 0174-31-1111 (代表)
F A X 番 号 0174-31-1223
メールアドレス jyumin@town.sotogahama.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ツキノワグマ、カルガモ、タヌキ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	青森県 外ヶ浜町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和 3 年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害面積	被害額
ニホンザル	水 稲 豆類(大豆) 雑穀(そば)	0. 2 1 ha	3 5 千円
アナグマ	—	—	—
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
アライグマ	—	—	—
カラス	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—
カルガモ	—	—	—
タヌキ	—	—	—
合計		0. 2 1 ha	3 5 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

①ニホンザル

農作物被害は、8月からの収穫期に食害がもっとも大きく、人馴れした加害獣が民家の周辺や農地等に群れで現れ、住民や農作業従事者を威嚇する等の人身被害の危険性も高まっている。

②アナグマ・ハクビシン・タヌキ

農作物被害は軽微であるが、全域で被害(建物侵入)があることから、今後被害の拡大が懸念される。

③ニホンジカ

農林業被害の実態は確認できていないが、町内で目撃情報があることから、今後農林業被害が懸念される。

④イノシシ

町内で農林業被害は確認されていないが、目撃情報はあることから、今後農林業被害が懸念される。

⑤アライグマ

町内で農作物等への被害は確認されていないが、周辺市町村で被害があることから、今後農作物等への被害が懸念される。

⑥カラス

町内で農作物等への被害はあるが、自家消費分の被害が主であり実態は把握できていない。今後農作物等への被害拡大が懸念される。

⑦ツキノワグマ

町内で農林業被害は確認されていないが、目撃情報はあることから、今後農林業被害が懸念される。

⑧カルガモ

町内全域にみられ、水稻の生育に影響を及ぼしている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

①ニホンザル

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
被害額	35千円	30千円
被害面積	0.210ha	0.180ha

②アナグマ・ハクビシン・タヌキ

指標	現状値(令和3年度)	目標値(令和7年度)
被害額	—	—
被害面積	—	—

③ニホンジカ

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

④イノシシ・アライグマ

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑤カラス

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑥ツキノワグマ

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑦カルガモ

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害額	—	—
被害面積	—	—

⑧合計

指標	現状値（令和３年度）	目標値（令和７年度）
被害額	35千円	30千円
被害面積	0.210ha	0.180ha

- （注） 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	町鳥獣被害対策実施隊がニホンザル及びアナグマ等有害鳥獣を銃器と箱わなで捕獲を行っている。	活動できる人材が高齢化等により減少していることから、人材の確保が急務である。 群の出没が減少し単独での出没が増加傾向にあり、わな捕獲の強化を図る必要がある。
防護柵の設置等に関する取組	国や町の補助事業により、電気柵を平館地区、三厩地区に、それぞれ1ヶ所を設置し、受益農家が適正に管理している。 広報紙等による地域住民への啓発活動をし目撃情報を収集しながら被害対策実施隊員による追払い活動を実施した。	電気柵は効果的であるが、未設置農地では依然として被害が発生しているため、電気柵以外の対策も並行して進めていく必要がある。 目撃情報が常態化することにより、追払活動に対して慣れが生じる可能性がある。
生息環境管理その他の取組	鳥獣の侵入を防ぐために野菜残さ等を放置しないように実施隊員が指導助言した。	被害により営農意欲が低下し被害・出没等の情報が減少したため対象鳥獣の動向を把握できない。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・これまでの実績を基に有効な被害防止対策の指導を図り、営農の継続を促す。
- ・出没頻度が多い地域の巡回を重点的に行い情報収集を強化し精度の向上に努める。
- ・有害鳥獣の捕獲許可を引続き発行し計画的に効率よく捕獲を実施し地域への定着を防ぎながら捕獲による抑止力を強化する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・ 外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊を組織し、狩猟免許を所持する鳥獣被害対策実施隊員を対象鳥獣捕獲員として委嘱し、ニホンザル、アナグマ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、アライグマ、カラス、ツキノワグマ、カルガモ、タヌキの捕獲等に従事させる。
- ・ ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。
- ・ 関係機関・団体と連携し、被害状況を把握・共有する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度 ～ 7年度	ニホンザル アナグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ タヌキ	・ 狩猟免許の取得者を確保育成するため、今別地区猟友会等を対象とした研修会への積極的な参加を促す。 ・ 現地調査による情報の収集を行う。 ・ 被害農家及び農協職員等からの被害状況の聞き取りを基に、効果的な被害防止方法を検討する。 ・ 箱わなの効率の良い設置方法を検討する。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲を実施していく。 ①ニホンザル 令和元～3年度の捕獲実績は、年平均77頭であった。出没回数が増加傾向で推移しており、今後も被害の増加が見込まれることから、捕獲計画数を75頭とする。 ②アナグマ・カラス・ツキノワグマ・カルガモ・タヌキ 令和元～3年度の捕獲実績は、アナグマについては年平均16頭と増加している。他の鳥獣については捕獲実績はないが、目撃情報が増加傾向にあるため、今後の住居侵入や農作物の食害などを防ぐために、必要最小数を捕獲する。 ③ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ 令和元～3年度ハクビシンの捕獲実績は、年平均7頭であった。他の対象鳥獣の捕獲実績はないが、引き続き住居侵入や農林業被害を防ぐため、可能な限り捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	75頭	75頭	75頭
アナグマ・カラス・ツキノワグマ・カルガモ・タヌキ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
捕獲については「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、対象鳥獣の被害に応じて捕獲方法や捕獲場所を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。 【ニホンザル】 被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い三厩・平舘地区を中心に、わな及び銃器（ライフル銃を除く）により捕獲する。 【アナグマ・ハクビシン・アライグマ・カラス・カルガモ・タヌキ】 出没情報に併せてわな及び銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。 【ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ】 捕獲の必要性が生じた場合は周辺の住環境等を考慮しながら、わな及び銃器により可能な限り捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマの捕獲は、わな及びライフル銃以外の銃器を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く、捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事しているものによる捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
外ヶ浜町	無し（権限委譲済み）

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
—	—	—	—

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和5年度～令和7年度
ニホンザル	電気柵 平館150m(H23設置) 三厩200m(H24設置) 実施隊員等が定期的に点検管理を実施
ニホンザル、 アナグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ タヌキ	・被害防止のための集落環境づくりを実施するため、広報誌等による地域住民への啓発活動 ・被害防止実施隊による追払い活動及び必要に応じた捕獲活動 ・目撃情報の収集

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ニホンザル アナグマ ハクビシン ニホンジカ イノシシ アライグマ カラス ツキノワグマ カルガモ タヌキ	被害により営農意欲が低下し農家からの情報が減少し対象鳥獣の動向が把握できないため、実施隊員による情報収集の拡大を図るほか、鳥獣の侵入防止強化のため、野菜残さの処分方法等について畑から野菜残さを取り除いて生ゴミとして処分したり、埋設するなど実施隊員が指導助言し環境の整備に努める。 また、野菜残さの適正な処分は有害鳥獣被害が発生している地域だけではなく広範囲で行うよう努める。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

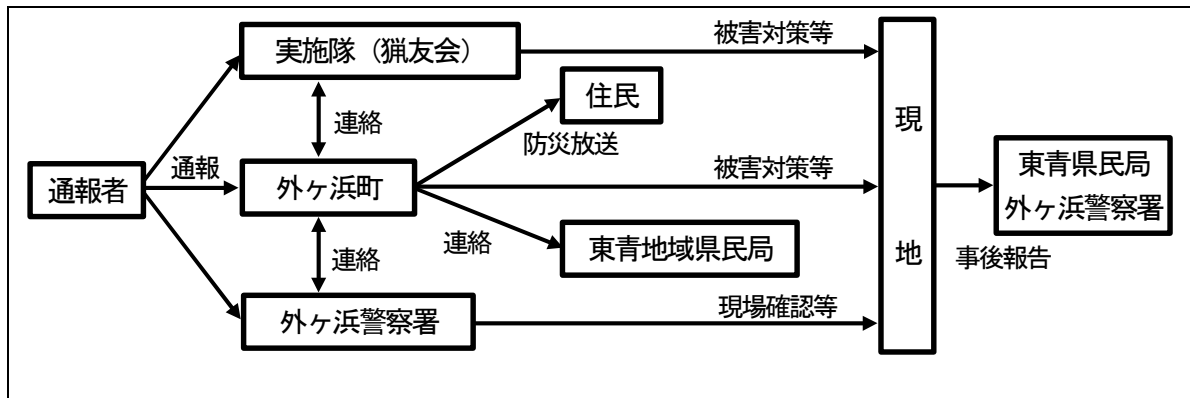
関係機関等の名称	役割
外ヶ浜町	・現場確認等 ・防災無線や広報車による注意喚起 ・警察署や実施隊等への連絡
東青地域県民局地域農林水産部	・町への指導、助言、被害状況把握
外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊 ((一社) 青森県猟友会 東青支部 今別地区猟友会)	・見回り、現場確認等 ・捕獲対応
外ヶ浜警察署	・現場確認等 ・銃器等の取扱い指導、助言等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど、適正に処分を行う。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、外ヶ浜町廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である外ヶ浜町等が廃棄物の排出者として適正に処理することとする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

また、その他の有効な活用も困難である。

(2) 処理加工施設の実施

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	外ヶ浜町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
外ヶ浜町	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整
東青地域県民局地域農林水産部	有害鳥獣の捕獲行為に関する助言及び指導
青森農業協同組合蟹田支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
青森県猟友会東青支部 今別地区猟友会	有害鳥獣関連情報の提供

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
森林組合あおもり	林業被害に関する情報提供
外ヶ浜警察署	銃器の取扱いに関する助言指導を行うとともに、町との連携した対応を図る。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊を平成23年9月28日に設置 ・実施隊員は、外ヶ浜町住民課職員及び今別地区猟友会（ワナ猟及び銃器）より構成する 外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊は下記の被害防止施策を実施 ・対象鳥獣の捕獲 ・被害地域の巡回 ・地域住民と連携した追い払い活動 ・被害農業者への啓発や防除方法の指導 詳細は、別紙 外ヶ浜町鳥獣被害対策実施隊体制図 参照

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

鳥獣対策に関する研究会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。

また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働した対策の検討を図る。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲に関して、隣接する市町村や関係機関と連携を図っていく。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。